

## 約款 / 条件書

ご利用にあたり、ご予約される前に必ず約款/条件書をご覧ください。

### 旅行業登録票（業務範囲：国内・海外旅行）

Licensed with the Ministry of Transport of Japan in accordance with the provisions of the Travel Agency Law

#### 登録番号

観光庁長官登録旅行業第一種－304号

Number

Japan Tourism Agency Registered Travel Business Type 1-304

#### 登録年月日

昭和49年（1974）年 11月 26日

Date Of License

November 26, 1974

#### 有効期間

2018年 11月 26日 ~ 2023年 11月 25日

Term of Validity

from 2018.11.26 to 2023.11.25

#### 氏名又は名称

株式会社ハマカントラベル

Name

HAMAKAN TRAVEL CO., LTD.

#### 事業種目

第一種旅行業

Business category

First-class travel industry

#### 営業所の名称

本社営業所

Name of Branch

HEAD OFFICE

#### 旅行業務取扱管理者の氏名

西山 和久

藤下 伸行

Name of Certified Travel

TOYAMA KAZUHISA

FUJISHITA NOBUYUKI

Services Manager

## 旅行取引条件説明書

### A: 契約

- この旅行は、株式会社ハマカントラベル（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- 当社のお客様が、当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容は、カタログ・本取引条件説明書・出発前にお渡しする確定書面（ご旅行案内書）、および本取引条件説明書に定めのない事項は、当社の旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

### B: お申込み

- 当社又は当社の受託販売会社（以下「当社ら」といいます）にご来店にてお申し込みの場合、所定の申込書の提出と旅行代金（又は申込金）のお支払いがあったときに旅行契約が成立するものとします。\*申込金は旅行代金・取消料・違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- 電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社らが予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と旅行代金（又は申込金）のお支払いがあって旅行契約が成立するものとします。この期間内に申込書の提出と旅行代金（又は申込金）のお支払いがされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取扱います。
- 申込金の金額は、募集広告又はカタログの記載の通りとなります。

### C: お申込み条件

- お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、お客様の性別・年齢・資格・技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りすることがあります。

3. 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。また団体行動に支障をきたすと当社らが判断する場合は同伴者の同行等を条件とする場合があります。
4. 当社は旅行中にお客様が疾病・障害その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
5. お客様の都合による別行動は原則としてできません。
6. お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無についても必ず添乗員その他旅程管理を行う者にご連絡いただきます。
7. 他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるときは、お申込みをお断りする場合があります。
8. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
  - a. 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
  - b. 通信契約のお申込みに際し、会員は申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
  - c. 通信契約は当社らが契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約のお申込みを承諾する旨の通知をFAX・留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着した時に成立します。
  - d. 通信契約での「カード利用日」は会員及び当社らが企画旅行に基づく旅行代金の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
9. その他当社らの業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

#### D:確定書面（ご旅行書面）

1. 確定した旅行日程・航空機の便名及び宿泊ホテル名を記載した確定書面（ご旅行案内書）は出発日の前日までにお渡しいたします。ただし旅行出発日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降にお申込みされた場合、出発日当日までにお渡しいたします。
2. お渡し方法には郵送を含みます。
3. 交付期日前であってもお問合せいただければ、当社らは手配状況について説明いたします。
4. 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の確定書面（ご旅行案内書）に記載するところに特定されます。

#### E:旅行代金

1. 旅行代金は出発日の前日から起算して、さかのぼって14日目にあたる日（以下「基準日」といいます）より前にお支払いいただきます。また基準日以降のお申込みの場合は、お申込み時点または当社らの指定する期日までにお支払いいただきます。
2. お支払いいただく旅行代金は、募集広告又はカタログに記載した旅行代金プラス本項(6)の追加代金となります。この合計金額は第B項(3)の申込金、第H項の取消料・違約料、第14項の変更補償金の額の算出基準となります。
3. 旅行代金には消費税等を含みます。
4. 旅行代金に含まれるもの

- a. 旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道等利用交通機関の運賃（コースによっては等級が異なります。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります）。
- b. 旅行日程に含まれる送迎バスなどの料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所間及び都市間の移動バス料金。ただし旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます）。
- c. 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
- d. 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料。
- e. 旅行日程に明示した食事の料金（ただし飲物代は含まれません）・税・サービス料
- f. 添乗員付コースの添乗員の同行費用。
- g. カタログ等で「〇〇付」等と表示されているものの経費。

※「第E項(4)の1～7」の運賃・料金・経費をお客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

#### 5. 旅行代金に含まれないもの

本項(4)に記載のものほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- a. 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
- b. 飲物代、クリーニング代、電話、電報料、旅館の仲居・ホテルのルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費など個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- c. 障害・疾病に関する治療費。
- d. お客様のご希望によりお一人部屋を使用する場合の追加料金。
- e. 希望者のみ参加されるオプションツアーの旅行代金。
- f. ご自宅から集合出発地までの交通費・宿泊費、及び解散地からご自宅までの交通費・宿泊費。

#### 6. 追加代金

以下に記載するものは旅行代金に追加する代金となります。(あらかじめ旅行代金の中に入れて表示した場合を除きます)。

- a. 航空会社の選択。
- b. 航空便の選択。
- c. 航空機の等級の選択。
- d. 宿泊ホテル指定の選択。
- e. 部屋の等級アップに関するグレードアップ追加料金。
- f. 1人部屋追加代金。
- g. カタログ等で当社が「グレードアッププラン」等と称する食事又は一部の小旅行がついている追加代金。
- h. 延泊による宿泊代金。
- i. その他カタログ等で「〇〇〇追加代金」と称するもの。

#### F:旅行契約内容、代金変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関などの旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延・目的地空港の変更等）その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由等を説明して、旅行日程・旅行サービス内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし緊急の場合において、やむを得ない時は変更後に説明いたします。

#### G:旅行代金額の変更

1. 当社は利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し又は減額することがあります。

2. 本項(1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
3. 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
4. 当社は、第6項に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。  
 ※本項(4)の費用には、当該契約内容の変更のために、その提供を受けなかった旅行サービスに対しての取消料・違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。  
 ※本項(4)において、費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。
5. 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

H:旅行契約の解除・取消料・払戻し

1. 旅行開始前の解除

I. お客様による解除

1.お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様への署名なくして取消料の支払いを受けます。

取消料	1. 出発日の前日から起算して				前日	当日
	14日目から 11日目まで	10日目から 8日目まで	7日目から 2日目まで			
バスコース 日帰りの旅	不要	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	
バスコース 1泊以上の旅	申込金額					
旅行代金	1万円未満	2万円未満	3万円未満	4万円未満	10万円未満	10万円以上
申込金額	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	20,000円	旅行代金 20%
取消料	出発日の前日から起算して		前日	当日		
	20日目から 8日目まで	7日目から 2日目まで				

取消料	出発日の前日から起算して			前日	当日	
	20日目から 8日目まで	7日目から 2日目まで				
航空機・列車 利用コース	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%		
旅行代金	1万円未満	2万円未満	3万円未満	4万円未満	10万円 未満	10万円 以上
申込金額	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	20,000円	旅行代金 20%

- 旅行開始後のお取消しは、旅行代金の 100%を申し受けます。
  - 取消料の対象となる旅行代金とは、募集広告・カタログ記載の旅行代金に第 E 項(6)の追加代金を加えた合計額です。
2. 当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づきお取消しになる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。
  3. ご変更及びお取り消しにつきましては、営業時間内にお申込みの販売店にお申し出ください。
  4. お客様は、次に掲げる場合においては、「本項(1)の 1.の ア」の規定にかかわらず旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。
    - a. 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 14 項の表左欄に掲げるものその他重要なものであるときに限ります。
    - b. 第 G 項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
    - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
    - d. 当社がお客様に対し、第 D 項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
    - e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
  5. 当社は「本項(1)の 1.の ア」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、「本項(1)の 1.の エ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）全額を払い戻しいたします。
- V. 当社による旅行契約の解除
1. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- ・ お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認めるとき。
  - b. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
  - c. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を当社に求めたとき。
  - d. お客様の人数がカタログに記載した最少催行人数に満たないとき。
  - e. スキー・スノーボードを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
  - f. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由によりカタログに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - g. 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
2. お客様が第E項(1)に規定する期日までに旅行代金をお支払いいただけないときは、当該期日の翌日においてお客様が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、本項に規定する取消料と同額の違約料を支払わなければなりません。
  3. 当社は「本項(1)の2のア」に掲げる事由により募集型企画旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については3日目)に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

## 2. 旅行開始後の解除

### I. お客様による解除

1. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
2. お客様の責に帰すべき事由によらずカタログに記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、「本項(1)の1のア」の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他既に支払い、またこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではないときに限ります)を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

### II. 当社による旅行契約の解除

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
  - ・ お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
  - a. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他旅程管理を行う者等の指示への違背、これらの者又は同行するほかの旅行者の対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

- b. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
2. 「本項(2)の2のアのa又はc」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
3. 当社が「本項(2)の2のア」の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとしします。
4. 「本項(2)の2のア」に場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスの部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差引いたものを、お客様に払い戻しいたします。

### 3. 旅行代金の払い戻し

- I. 当社は「第G項(1)・(3)・(4)・(5)」の規定により旅行代金が減額された場合又は「本項(1)・(2)」の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算してさかのぼって7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつてはカタログに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に当該金額を払い戻しいたします。
- II. 当社がお客様と通信契約を締結した場合であつて、「第G項(1)・(3)・(4)・(5)」の規定により旅行代金が減額された場合又は「本項(1)・(2)」の規定により通信契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従つて、お客様に当該金額を払い戻しいたします。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては解除の翌日から起算してさかのぼって7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあつてはカタログに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。

#### I: 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するため、当社の指示に従わなければなりません。

#### J: 保護措置の実施

当社は旅行中のお客様が疾病・障害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

#### K: 当社の責任

1. 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たつて、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
2. お客様が天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止や、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更その他当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は本項(1)の責任を負いません。
3. 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名様につき15万円を限度として賠償いたします（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）

#### L: お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
2. お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3. お客様は、旅行開始後に、カタログに記載された旅行サービスについて、記載された内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

#### M:特別補償

1. 当社は第K項の基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行契約約款別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体・生命又は手荷物の上に被った一定の損害について。
  1. 死亡保障として1500万円。
  2. 入院見舞金として入院日数（3日以上）により2万円～20万円。
  3. 通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。
  4. 携行品にかかる損害補償金は、お客様1名様につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
2. 当社が、第K項の責任を負うことになったときは、本項の補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
3. お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ピッケル・アイゼン・ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
4. 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。
5. ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。

#### N:旅程保証

1. 当社は次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。ただし、次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
  1. 天災地変
  2. 戦乱
  3. 暴動
  4. 官公署の命令
  5. 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止
  6. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
  7. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な処置
  8. 第8項の規定により募集型企画旅行契約が解除された部分にかかる変更
  9. 募集広告又はカタログに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合で、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合※サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
2. 本項(1)にかかわらず、当社が支払う変更補償金の額は、お客様1名様に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%乗じて得た額を限度とします。また、当社が支払う変更補償金の額がお客様1名様に対して1募集型企画旅行につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。



3. 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

4.

変更保証金の支払いが必要となる変更		1件あたりの率 (%)	
		旅行開始前	旅行開始後
1	カタログに記載した旅行開始日 又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2	カタログに記載した入場する観光地 又は観光施設 (レストラン含む) その他の旅行目的地の変更	1.0	2.0
3	カタログに記載した運送期間の等級 又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額がカタログに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4	カタログに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5	カタログに記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6	カタログに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7	カタログに記載した宿泊機関の客室の種類・設備・景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8	上記1~7に掲げる変更のうちカタログのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 確定書面 (ご旅行案内書) が交付された場合には、「カタログ」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、カタログの記載内容と確定書面の記載内容の間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときには、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 本表3又は4に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 本表4に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 本表4又は6もしくは7に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 本表8に掲げる変更については1~7までの率を適用せず、8によります。

#### O:旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、カタログ等に明示した日となります。

#### P:個人情報の取扱いについて

1. 当社及び申込書記載の受託旅行業者は、旅行申し込みの際に提出された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。また当社は、お客様の貸切バスなど

運送機関へのご乗車をスムーズに案内するため、お客様のお名前の呼び出しや貼り出しをする場合がございます。

※このほか当社及び取扱店では、

1. 会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。
  2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い。
  3. 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
2. 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名・住所・電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社の営業案内・催し物内容等のご案内・ご購入いただいた商品の発送のために（利用目的を具体的に記載します）、これを利用させていただくことがあります。

Q:その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

2020年4月1日

**(株) しまカン トラベル**